



岩手県  
教育研究発表会における  
著作権及び肖像権等の  
ハンドブック

岩手県立総合教育センター

## このハンドブックでめざすこと

- ・教育研究発表における、著作物や子供たちの画像及び映像の適正な使用について意識を高めることができます。
- ・研究発表に関わる人たちが同じ目線で発表資料（配付資料・スライド等）を確認することで、著作権等の抵触によるトラブルを未然に防ぎます。
- ・著作権や肖像権を持つ人々への権利の保障を実現することができます。

### <目次>

・著作権、肖像権について	… 2
・「引用」について（著作権法第 32 条第 1 項）	… 2
・引用のしかたの例	… 3
・引用でやってはいけないこと（不正行為）の例	… 4
・著作権・肖像権に関してやってはいけないことの例	… 4
・発表資料作成にあたり、原則として著作権者に許諾が必要なもの例	… 5
・発表資料作成・提出のためのチェックリスト	… 6
・【参考様式例 1】岩手県教育研究発表会に係る幼児児童生徒の著作物 及び授業映像の使用許可について（お願い）	… 8
・【参考様式例 2】許諾確認書	… 9

## I 著作権・肖像権について

岩手県教育研究発表会は授業目的公衆送信補償金制度※に登録しております。

地図、写真、イラスト、教科書や書籍等に掲載されているもの、あるいは楽曲の楽譜や歌詞、新聞記事など著作権のあるものの使用が授業目的公衆送信保証金制度に基づくものになっていない場合は、著作者の許諾が必要です。

※授業目的公衆送信補償金制度については下記URLをご覧ください。

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/special/24.html>

著作権法に基づいた、著作権についての基本的な内容は以下のとおりです。

### ●著作物とは

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条第1項）です。

研究発表の際に関連する主な著作物とその例は以下のとおりです（著作権法第10条第2項）。

- 言語の著作物…講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
- 音楽の著作物…楽曲、楽曲を伴う歌詞など
- 美術の著作物…絵画、版画、彫刻、マンガ、書など
- 映画の著作物…劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など
- 写真の著作物…肖像写真、風景写真、記録写真など

### ●著作者とは

「著作物を創作する者」（著作権法第2条第2項）です。作文・レポートなどを書いたり、絵を描いたりすれば、創作した時点でその人が著作者になります。

### ●著作者の権利とは

著作者の権利は、他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる権利であり、大きく分けると「著作者人格権」と「著作権」の2つで構成されています（著作権法第17条～第28条）。

肖像権とは、勝手に写真に撮られたり、撮られた写真を勝手に公開されない権利です。著作権と異なり法で明記されていませんが、裁判の判例において認められている権利です。

研究実施の過程で写真・動画の撮影を行う際には、その後の使用（公表）の有無を問わず、被写体となる人物から、撮影すること、研究発表で使用すること等について、事前に必ず同意を得てください。被写体が幼児児童生徒である場合は、本人及び保護者から同意を得ることが必要です（日本国憲法第13条に規定されている「幸福追求に対する国民の権利」が、肖像権やプライバシーを保護する法的根拠と考えられています）。

## 2 「引用」について（著作権法第32条第1項）

他人の著作物を「引用」して利用する場合は、以下の条件をすべて満たすことが必要です。

以下の条件が満たされれば、著作権者の許諾を得ずに利用することができます。

- ①すでに公表されている著作物であること
- ②「公正な慣行」に合致すること（例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること）

- ③研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること（例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること、本文が引用文より高い存在価値を持つこと）
  - ④「出所の明示」がなされていること

### 3 引用のしかたの例

- ① 直接引用：他者の文章の一部もしくは全体を “そのまま” 「抜粋」して引用する方法

### 例1 短い引用（2行以内）

○○は「××××…(原文のまま記載)…である」(○○、2024: 54–55)としている(傍点筆者)。

※引用部分を「」に入れて本文中に記載する。ただし、「」の中に句点を入れない。

\*特に強調したい部分に傍点（線）等を付ける場合は、傍点（線）筆者と記載する。

※本文中では氏名の「氏」(例1では〇〇の部分)のみ記載する。

## 例2 長い引用（3行以上）

…このことについて、〇〇らは下のよう述べている。

すなわち、 . . . である。

※引用部分の前後を一行ずつ空けて、独立させる。文頭・文末に「」をつけない。

- ② 間接引用：論文や書籍等を自分の言葉で要約して文言を引用する方法

---

### 例 1

○○(2019)によれば、××は、〔中略〕△△と表すことができる。

## 例 2

××は、〔中略〕△△と表すことができる（〇〇、2019）。

※直接・間接のどちらの引用の場合も、引用文献及び参考文献として文章の最後（報告書等の末尾）に 出典を記載すること。

※スライド等で引用する場合も上記に準じる。また、画像を挿入する場合は出典等を右下または左下に記載すること。

#### 4 引用でやってはいけないこと（不正行為）の例

##### ①執筆者の意図に反する引用

※引用する場合は、出典を十分に確認してください。

##### ②孫引き（引用の引用）

※引用したい論文Bが、論文Aを引用しており、論文Bを引用したい場合は、必ず論文Aを読み、文章がどのような意味で用いられているか確認が必要です。



##### ③自己盗用、自己剽窃

過去に発表した自分の成果物を、適切な引用や出典を明示することなく再利用すること。

#### 5 著作権・肖像権に関してやってはいけないことの例

##### ① 著作権（著作者人格権）に関するもの

スライド内に、幼児児童生徒の著作物を許可なく使用することはできません。

##### ② 著作権（財産権）に関するもの

スライド内の発表者以外の著作物（音楽の著作物、美術の著作物、写真の著作物、教科書・副教材等のコピーなど）が授業目的公衆送信保証金制度に基づくものになっていない場合は、著作権者の許可なく使用することはできません。

##### ③ 肖像権に関するもの

幼児児童生徒の顔が認識できる範囲で許可なく掲載することはできません。（肖像権）

幼児児童生徒の氏名等の個人情報を許可なく掲載することはできません。（プライバシー侵害）

6 発表資料作成にあたり、授業目的公衆送信保証金制度に基づいていない著作物について許諾が必要な例

アニメやキャラクターを使用する場合は著作権者の許諾が必要です。

BGMとして音楽を使用する場合は、著作権者及び著作隣接権者の許諾が必要です。

## ICTを使った学習

児童がパソコンでつくった作品

児童等が作成した作品（絵のほか、作文、詩歌、俳句なども含みます）は著作物で、作成した児童等に著作権があります。使用にあたっては許諾が必要です。

担任の佐藤先生は、「ICTを使用することで児童が活発に学習できる」と述べていました。  
ICTを活用した学習効果について、高橋は「○○○○○」と述べています。  
(高橋『○○○』、2024：54-55)

写真や動画を使用する場合は、撮影者及び写っている人の許諾が必要です。学校内であれば、学校の許諾も必要です。

他人の言葉を引用する場合、「」をつけるなど、自分の言葉と他人の言葉を区別することが必要です。引用に該当しない場合は、それぞれ許諾が必要です。

※著作権者があらかじめ自由に使用することを認めている場合は許諾を得る必要はありません。また、著作権保護期間が満了しているものや引用で使用する場合は、許諾を得ずに利用できます。

※発表資料作成にあたり、今後、幼児児童生徒の著作物及び授業映像等の使用許可を保護者から得る必要がある場合は、7~8ページの【参考様式例1】【参考様式例2】を参考にしてください。

※許諾にあたり経費（著作権使用料など）が生じる場合、総合教育センターでは負担できません。

著作権、肖像権のあるものについては、研究の発表のために本当に必要なものであるか見直しましょう。必要がなければ、使用を控えましょう。



## 7 発表資料作成・提出のためのチェックリスト

このチェックリストは、岩手県教育研究発表会で使用する発表資料および当日会場で提示する補助資料で、著作権や肖像権を侵害しないためのものとなります。発表資料作成前後で確認をお願いします。

## 許諾が必要なもの

## ①イラスト

※インターネットから取得したイラストは、必ず利用規約等を確認しましょう。

1. 発表資料内で使用しているイラストはありますか？

はい

いいえ

2. 「はい」と答えた場合、そのイラストは、発表者自身が作成したものですか？

はい

いいえ

3. 2で「いいえ」と答えた場合、イラストの著作権者に許諾をとっていますか？

はい

いいえ

許諾を受けた旨が記載されている文章やメールのコピー等を提出してください。

② BGM

※ここでいうBGMは、CD音源やダウンロードした音源のうち著作権フリーでないものを指します。

教職員や児童・生徒が演奏・伴奏しているものや合唱しているものは含みません。

4. 発表資料にBGMを使用していますか？

はい

いいえ

5. 4で「はい」と答えた場合、BGMの使用許諾を得ていますか？

はい

いいえ

著作者からの許諾及び音源製作業者（レコード会社等）から著作隣接権の許諾を取りましょう。

許諾を受けた旨が記載されている文章やメールのコピー等を提出してください。

### ③映像（幼児児童生徒を含む写真や動画）

6. 発表資料内で使用している映像（写真や動画）はありますか？

はい

いいえ

7. 6で「はい」と答えた場合、その映像は、発表者自身（または同僚）が作成したものですか？

はい

いいえ

8. 7で「はい」と答えた場合、教育研究発表大会に使用するための保護者への肖像権の許諾を行っていますか？

はい

いいえ

保護者に許諾を取る必要があります。または個人がわからないようにモザイク処理を行いましょう。

9. 7で「いいえ」と答えた場合、映像の著作権者に許諾を取っていますか？

はい

いいえ

許諾を取りましょう。

許諾を受けた旨が記載されている文章やメールのコピー等を提出してください。

### 許諾が不要なもの

#### 引用

10. 発表資料内で自身の考えを補完する意味で他者の文献等を引用した場面はありますか？

はい

いいえ

11. 10で「はい」と答えた場合、別紙「引用のしかた」を確認しましたか？

はい

いいえ

前述の「引用のしかた」を確認し、修正があれば変更しましょう

## 【参考様式例 1】

○○○第 号  
令和○年○月○日

○○立○○学校  
○年○組の保護者 様

○○立○○○○学校  
校長 ○○ ○○

令和○年度（第○回）岩手県教育研究発表会に係る幼児児童生徒の著作物及び授業映像の使用許諾について（お願い）

○○の候 平素より本校の教育活動に対して格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
今年度、本校では○○○○をテーマに研究を進めて参りました。令和○年2月には、その研究成果を標記研究発表会において、インターネットを介する形で発表する予定です。

つきましては、○○（※教科名）における幼児児童生徒の著作物及び授業映像の利用について、別添の「許諾確認書」を御提出くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 利用する著作物

幼児児童生徒のワークシートやレポート等の記述、作品（写真・動画）

#### 2 利用する写真及び動画等

授業の様子（幼児児童生徒の姿を含む）を撮影した写真及び動画

#### 3 利用媒体及び方法

発表資料PDFファイルの配付（総合教育センターHPに掲載、教育関係者限定で閲覧を許可する）

発表時における写真、動画提示

YouTubeを使用したオンデマンド配信（視聴方法を通知した教育関係者に限定する）

#### 4 写真及び動画利用のための確認事項

- 記録する映像は、教師の授業展開、板書内容、幼児児童生徒の活動の様子を伝える内容です。
- 利用する著作物及び写真、動画は、許諾をいただいた幼児児童生徒に限るよう編集します。
- 発表時に動画を再生する際は、撮影及び録音禁止の条件のもとで再生します。

#### 5 許諾確認書の提出期限

令和○年○月○日（○）

#### 6 提出先

学級担任まで提出ください。

### 担当

副校長 ○○ ○○

TEL 0000-00-0000 FAX 0000-00-0000

E-mail .....@....jp

## 【参考様式例 2】

○○立○○学校長 様

### 許諾確認書

幼児児童生徒の著作物及び授業映像について、令和〇年度（第〇回）岩手県教育研究発表会において発表資料として使用すること並びに複製することの許諾について以下のとおり回答します。

著作物及び授業映像の使用並びに複製を 許諾します 許諾しません

※どちらかを○でお囲みください。

著作物及び授業映像の使用並びに複製について御要望がありましたらお書きください。



令和 年 月 日

幼児児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_



岩手県立総合教育センター著作権等ハンドブック策定委員会（令和7年10月作成）

◆問合せ先

〒025-0395 花巻市北湯口2-82-1

岩手県立総合教育センター企画担当

TEL 0198-27-2833（直通） E-mail [kikaku@center.iwate-ed.jp](mailto:kikaku@center.iwate-ed.jp)